

第 5042 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 8月 8日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 定款の変更

Q：定款を変更するには、どのような手続きが必要ですか。登記は必要ですか？

A：株主総会の特別決議が必要です。登記は必要なものとそうでないものがあります。

【解説】

株式会社が、定款を変更するには株主総会の特別決議が必要です。

特別決議は、出席株主の総議決権の3分の2以上が必要で、出席株主は総株主の議決権の半数以上が必要ですが、定款によって3分の1まで引き下げることができます。

定款の変更は、登記しなければならない場合とそうでない場合がありますが、登記が必要な場合は、株主総会の日から2週間以内にしなければなりません。

定款の記載事項には、①記載がないと定款が無効になるもの（絶対的記載事項）、②記載しなくても定款は有効だけど記載事項の効力が生じないもの（相対的記載事項）、③会社が任意に記載するものがありますが、すでに記載してある内容を変更する場合及び新たに相対的記載事項を付け加えるときは、定款変更決議が必要になります。

非上場会社が定款を変更した場合に、登記が必要になる場合は、次のような場合です。

- ①目的の追加
- ②商号の変更
- ③本店所在地の変更
- ④発行可能株式総数の変更
- ⑤株券を発行する旨の定め（相対的記載事項）
- ⑥公告方法（相対的記載事項）

